

## Ⅲ 不祥事発生とその影響

### 1 不祥事発生の要因

- 教職員が児童生徒の健やかな成長のために全力で職務に当たる中、ごく一部の教職員の違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）によって、本県の公立学校教職員全体の信頼が失われていくことは、非常に残念なことです。
- 過去の不祥事から要因等を分析すると、主に以下の3つの要因にまとめられます。非違行為をした教職員個人の資質に加え、職務の特性や職場環境、個人を取り巻く環境など、複数の要因が重なって発生している事案も多く見られます。

#### 【要因1】個人の資質

- ・ 責任感・使命感の欠如
- ・ 規範意識の欠如、サービスへの理解不足
- ・ 想像力の欠如
- ・ 児童生徒等との距離感の喪失  
（恋愛感情を抱くなど）
- ・ 個人的な嗜好・性格
- ・ ストレスへの対応、耐性  
など

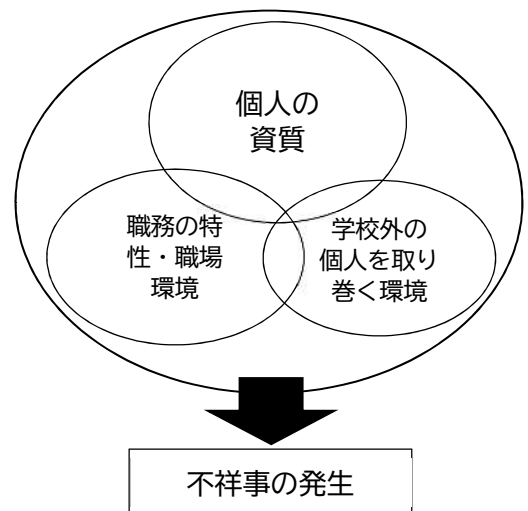
#### 【要因2】職務の特性・職場環境

- ・ 児童生徒に対する優位性
- ・ サービスに関する指導・研修等の不足
- ・ 不祥事を未然防止する校内システムの欠如・不備
- ・ 職場におけるコミュニケーション不足  
など

#### 【要因3】学校外の個人を取り巻く環境

- ・ 経済的な問題
- ・ 家庭不和
- ・ 対人関係
- ・ 機器や設備等の環境

など



- 要因として、個人の資質に負う部分は大きいですが、教職員個々の状況は様々であり、それによる対処等も変わってきます。次に紹介する岡山県教育委員会作成の資料は、不祥事に係る教職員の意識等を類型化し、発生メカニズムや対処法までが分かりやすく分析・整理されています。自己理解や研修の計画、発生時の対応等の参考にしてください。

新たな視点による不祥事の種類（原因別分類表）

類型	学習不足型 (知らなかった型)	自己中心 (自分特別視)型 (これぐらいなら型)	確信犯型 (わかってやっている型)	合理化型 (その場しのぎ型) 破れかぶれ型 パニック型	衝動型 (短絡型)	飲酒・習慣的飲酒の 影響
説明	<p>・その行動の及ぼす結果への学習ができていない、学習したが定着していない、あるいは学習しようとしていないタイプ</p>	<p>・「相手に害を与えたわけではない」ように被害者感情を軽視しているタイプ</p> <p>・「つい…」とか「これぐらいならよからう。」と相手や組織への被害を考慮することができない、自己中心的思考を持つタイプ</p> <p>・一般的にはよくないことかもしれないが、自分には認められていると思って行うタイプは「自分特別視型」という言い方もできる。</p> <p>※様々なタイプが混在していると考えられる。</p>	<p>・悪いことだと思いつつも、問題意識が極端に低く、啓発や集団研修を受けても「やったらだめだ」という警告意識が作動しないタイプ</p> <p>・もともと継続性のある場合と、飲酒、疾病等の影響がある場合とに分けられる。</p> <p>※当初別のタイプだったものから移行するケースも見られる。</p>	<p>・葛藤状況を回避・逃避するために、自分を正当化しながら選択した行動が、問題行動だったというタイプ</p> <p>・更に次のような分類ができる。</p> <p>①その場しのぎタイプ 不道徳な行動でその場をしのぐ場合</p> <p>②安易・無思考タイプ 安易な方法で自分を保つ場合</p> <p>③パニック・思考停止タイプ パニックになって訳が分からなくなっている場合</p>	<p>・怒りなどの感情から、短絡的に反応した行動を取るタイプ</p> <p>・攻撃性の分類として、「戦略的攻撃性」(指導のために厳しく当たる行動)と「衝動型攻撃性」(相手の行為に対し短絡的にその場で行う攻撃)とに分けられるが、後者がこのタイプに該当する。</p>	<p>・飲酒は脳に影響を及ぼし、その結果、行動に多大な影響が及ぶ。したがって、全てのタイプに影響が上乗せされる。</p> <p>・衝動が顕在化 ・大目に見てもらおうという期待 ・勘違いや失念</p>
行為別分類の例	<p>・事務処理の遅滞、書類紛失等</p> <p>・わいせつ事案(生徒指導やネット上の事案に関する知識・経験不足)</p> <p>・飲酒運転・飲酒トラブル(アルコールに関する知識・注意不足)</p> <p>・交通事故(道交法等に関する知識不足)</p> <p>・USB紛失等による情報漏えい(セキュリティポリシー等への理解・注意不足)</p>	<p>・わいせつ事案</p> <p>・のぞき・盗撮</p> <p>・同僚、児童生徒、保護者等に対するセクハラ</p> <p>・体罰(戦略的)</p> <p>・交通違反や交通違反に端を発する事故</p> <p>・USB紛失等による情報漏えい</p>	<p>・性犯罪・性暴力</p> <p>・薬物事犯</p> <p>・飲酒運転</p> <p>・窃盗・横領</p> <p>・スーカー</p>	<p>・暴力事件(過剰防衛)</p> <p>・手段を選ばない逃亡(万引のあと警備員殴打、事故のあと逃走など)</p> <p>・窃盗・横領(経済的困窮によるもの)</p> <p>・中傷情報の拡散</p>	<p>・体罰</p> <p>・暴力事件</p> <p>・中傷情報の拡散</p>	<p>・酒に酔っつてのセクハラ わいせつな行為 暴力事件等</p> <p>・飲酒運転</p>
当事者の事後の発言による分類	<p>「そのようなルールがあることを知りませんでした。」</p> <p>「知ってはいましたが、まあいいかで済ませていました。」</p> <p>「研修会で聞いた気がしますが、自分には関係ないと思っていました。」</p>	<p>「これぐらいならよからうと思っていました。」</p> <p>「相手に危害を加えているわけではないから構わないと思っていました。」</p> <p>「露見することはないだろうと思っていました。」</p> <p>「普段はそんなことは考えないのに、つい、思い付いてそうしてしまいました。」</p>	<p>「最初は『やってはいけない』と思いました。が、繰り返すうちにやみつきになりました。」</p> <p>「捕まるかもしれない、大ことになるかもしれない、と思いつつもやめられませんでした。」</p> <p>「頭では分かっている、気持ちと言ったことを聞きませんでした。」</p>	<p>「捕まりたくなかったので、殴ってでも逃げようと思いました。」</p> <p>「金銭的に苦しかったので、金を早く工面したいと思ってやりました。」</p> <p>「いつの間にかそうしていました。理由もよく分かりません。」</p> <p>「頭が真っ白になって、気付いたら家に着いていました。」</p>	<p>「生徒にこんなことを言われて、ついカッとなってやってしまいました。」</p> <p>「〇〇(相手)のことがどうしても許せませんでした。」</p>	<p>「はっきりと思いつてませんが、お前がやったんだと言われるのなら、私がやったんだと思います。」</p> <p>「自分では飲み過ぎたつもりはありませんでしたが、今思えばなぜあのような行動を取ったのか、後悔しありません。」</p>
発生メカニズム	<p>・知識・訓練・経験不足、不注意、周りのサポートの欠如</p>	<p>・被害はない、自分は悪くない、相手が悪いという自己中心的思考</p> <p>・状況要因(いわゆる「手段」と「場」が揃う)</p>	<p>・本人が有する資質</p>	<p>・危機から身を守ろうとする防衛反応の一種</p>	<p>・怒りからの短絡反応</p> <p>・怒りがうっ積して爆発する。</p>	<p>・飲酒に伴う脳への影響により、人格や行動のコントロールを失う。</p>
	<p>・適切な業務管理</p> <p>・取扱手順等のマニュアル化等を通じて、正しい知識を学習し、定着させること。</p>	<p>・被害者感情に思いを至らせることによる罪意識の醸成</p> <p>・刑罰や社会的制裁など、責任の重さの学習</p> <p>・状況要因が影響する事案は、その要因をできるだけ排除する。(いわゆる「手段」と「場」が揃う状況をできるだけ作らない。)</p>	<p>・個別の対応(管理職・同僚の関わり等)</p>	<p>・危機やストレスへの適切な対処法</p> <p>・個別の対応(管理職・同僚の関わり等)</p>	<p>・怒りのコントロール法の学習</p>	<p>・飲酒の仕方のコントロール</p> <p>・周囲のサポート</p>
主な対処法	<p>・環境の整備(校内ルールの策定・周知・徹底、施設・設備の整理・整備、相談窓口等の設置・周知)</p> <p>・同僚・管理職等の気付き・関わり</p>					

※ 岡山県教育委員会にご提供いただきました。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校内の雰囲気が悪くなり、児童生徒への指導が行いにくくなった。など</li> </ul>
島根の教育への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県の学校教育全体に対する県民の不信感が高まった。など</li> </ul>
非違行為を行った教職員への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懲戒処分を受け、学校名や氏名等が公表され、社会的な制裁を受けることになった。</li> <li>・ 懲戒免職となり、教育職員としての身分を失い、また、教員免許状も効力を失った。</li> <li>・ 昇給や給与面で減額となった。</li> <li>・ 懲戒処分だけでなく、民事処分や刑事処分を受けた。など</li> </ul>

### 3 懲戒処分

#### (1) 懲戒処分とは

- 教職員の行政処分として、懲戒処分があります。  
懲戒処分は、公務員の秩序を維持するために職員の義務違反に対する制裁として行われる処分です。教職員が非違行為を行った場合、懲戒処分の対象となります。
- 懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告があります。  
処分は、辞令をもって行われ、個人の勤務記録（履歴）に記録が残ります。処分を受ける者にとっては、身分や給与面において大きな不利益を被ることとなり、場合によっては、その人の人生を変えてしまうこともあります。  
なお、懲戒処分に至らない非違行為に対して、服務監督教育委員会が文書訓告や口頭訓告等の指導を行うこともあります。
- 島根県教育委員会では、非違行為を行った場合の標準的な懲戒処分の基準と公表の基準について、「教職員の懲戒処分及び公表の指針」（以下「指針」という。別紙参照。）を定め公表しています。どのような行為が非違行為に当たるのか、具体の処分はどうなるのかなど、指針の内容を肝に銘じておきましょう。
- 教職員が非違行為等を起こした場合、学校等は、当該教職員等から聞き取りを行うなど詳細に事実確認を行った上で、速やかに事故報告書を作成し、島根県教育委員会に提出します。島根県教育委員会は、任命権者として、当該教職員や校長など管理監督者などから事情聴取を行います。教育委員会会議において、事故報告書や事情聴取等により確認できた内容をもとに、指針に照らして処分量定が決定され、処分が執行されます。
- 懲戒処分を行った場合には、指針に基づいて公表することになっています。処分によっては、氏名や学校名等が公表されます。
- 懲戒処分のほか、刑事責任を問う刑事処分や民事責任を問う民事処分の対象となる

場合もあり、教職員は社会的に見ても重い責任を負っています。

(2) 懲戒処分の影響

① 処分の概要

	処分の内容	処分による影響	公表内容（原則）
免職	職員の身分を失う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分後の給与は一切支給されない</li> <li>・ 退職手当は原則支給されない</li> <li>・ 共済年金の給付制限</li> <li>・ 教育職員免許状が失効する</li> </ul>	全てを公表(学校名、氏名、職名、年齢、性別、処分理由等)
停職	処分期間中は、職務に従事させず、いかなる給与も支給されない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分期間中、給与は支給されない</li> <li>・ 昇給が抑制される</li> <li>・ 期末勤勉手当が減額又は不支給となる</li> <li>・ 退職手当は勤続期間から停職期間の1/2が除算され、計算される</li> <li>・ 共済年金の給付制限</li> </ul>	飲酒運転を行った場合の停職は、上記免職と同じ。
減給	期間中は、給料（教職調整額を含む）の月額額の1/10以下に相当する額を給与から減額する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分期間中、給料の減額。</li> <li>・ 勤勉手当が抑制される</li> <li>・ 昇給が抑制される</li> </ul>	校種、地域、職名、年齢、性別、処分の量定及び理由
戒告	職員の服務義務違反の責任を確認し、その将来を戒める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤勉手当が抑制される</li> <li>・ 昇給が抑制される</li> </ul>	

② 不祥事を起こした教職員、監督する校長の話から

- 以下は、過去の懲戒処分事案において、島根県教育委員会の事情聴取の際に不祥事を起こした教職員や、同職員を監督する校長が語った内容の抜粋です。（複数の事案から抽出、一部加工）
- 語られた内容からは、不祥事が及ぼす当該教職員や学校、児童生徒、保護者、地域への影響の大きさを思い知らされます。また、これらの言葉には、不祥事を防止するヒントが隠されています。



- ・「発覚後、他の教職員はショックを受けており、業務の負担も増えて疲弊する職員も見られます。勤務への意欲も全体的に低下しています。」
- ・「事件報道後、今までは言ってこられなかったクレームを保護者や地域の方が言ってくるようになりました。厳しい目が向けられていると感じています。」
- ・「一人の非違行為によって、保護者、地域の目が変わりました。一人の行為によって、他の教職員もそういう行動をするのではという見方をされ、つらいです。信用を取り戻すには、並大抵の努力ではできません。」

### ③ 懲戒処分を受けた場合の経済的損失

- 以下は、令和6年10月1日に処分を受けたと仮定し、その者が60歳となる年度まで勤務した時、60歳で退職するまでの給与等の処分時年齢別の損失額です。(令和6年10月現在)

#### 【25歳・教諭の場合】

令和6年10月時点で給料表が高等学校等教育職2級15号給である25歳教諭の場合

- ・ 戒告 約 200万円
- ・ 減給1/10 3月 約 211万円
- ・ 停職6月 約 466万円
- ・ 免職 約 2億5000万円

#### 【40歳・教諭の場合】

令和6年10月時点で給料表が高等学校等教育職2級79号給である40歳教諭の場合

- ・ 戒告 約 73万円
- ・ 減給1/10 3月 約 88万円
- ・ 停職6月 約 455万円
- ・ 免職 約 1億7000万円

#### 【50歳・教諭の場合】

令和6年10月時点で給料表が高等学校等教育職2級119号給である50歳教諭の場合

- ・ 戒告 約 21万円
- ・ 減給1/10 3月 約 39万円
- ・ 停職6月 約 453万円
- ・ 免職 約 1億円

- 上記試算上、反映しているのは、給料、期末手当、勤勉手当、教職調整額及び退職手当です。免職及び停職の場合には、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当など諸手当の支給の状況に応じ、損失額がさらに多くなります。また、免職及び停職の場合には、受け取る年金にも損失額が生じます。